

平成 16 年度包括外部監査の結果報告書(下水道事業)の概要

外部監査の概要

1.外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および仙台市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2.選定した特定の事件

下水道事業の平成 15 年度における「財務に関する事務の執行」および「経営に係る事業の管理」

3.監査対象となる事務の所管局

建設局

4.監査対象期間

平成 15 年度(平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要と認めた範囲において、平成 14 年度以前の各年度分についても一部監査の対象とした。

5.特定の事件を選定した理由

下水道は市民の清潔で快適な暮らしを支える最も基本的な都市施設であり、これを運営する下水道事業は、仙台市民の生活基盤を担う公益性および公共性が高い事業である。

その一方で下水道事業は多額の建設投資資金と維持管理費を必要とする事業でもある。平成 14 年度末において、欠損金こそ 373 百万円となっているが、他会計からの負担金および国からの補助金も多額に投入されて、625,716 百万円の設備投資残高を計上しており、今後も多額の建設改良費が見込まれるなど、ますます財政状況は厳しさを増すことが予想されており、下水道事業経営のあり方について市民の関心は高いものがある。

したがって、下水道事業の財務事務が関係諸法令等に準拠して合规に遂行されているか、また、経営管理事務が地方自治法第2条第14項および第15項の規定の趣旨を達成するよう運用されているかどうかについて監査する必要性を認めたため選定した。

6.外部監査の方法

(1)監査着眼点

財務関係

- ア.固定資産の取得・管理および会計処理の法令準拠性
- イ.収入金の管理および会計処理の法令準拠性ならびに受益者負担の適正性
- ウ.現預金の管理状況
- エ.人件費その他の主要経費の支出、会計処理および契約事務の法令準拠性
- オ.他会計負担金・国庫補助金の会計処理の法令準拠性および交付の妥当性
- カ.企業債等の有利子負債ならびにこれらの支払利息についての管理および会計処理の法令準拠性
- キ.諸引当金計上の要否
- ク.その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点

経営事務関係

- ア.固定資産の維持・管理および処分手続きの適正性ならびにその活用の効率性
- イ.人員配置および勤務体制
- ウ.運転管理
- エ.貯蔵品管理
- オ.その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点

(2)主な監査手続

下水道事業の決算書を入手し、概況および過去数年の数値的増減から見られる過去の施策等について把握した。

他都市における下水道事業の状況との比較・分析を行った。

収入の計上基準を聴取し、その妥当性の検討を行うとともに、収入計上の基礎となった資料との照合を行った。また、収入金および債権の管理方法を聴取および検証し、その管理方法の妥当性を検討した。

手当・退職金等の人件費支出について、事務処理手続きを聴取するとともに、支出の
合規性および会計処理の妥当性について検討した。

修繕費その他主要経費について、計上の基礎となった資料との照合を行い、会計処
理の妥当性について検討した。

他会計負担金について受入の合規性を検討するとともに会計処理が適正であるか検
討した。

固定資産の取得、除却、減価償却に関する各種書類との照合を行い、会計処理の妥
当性について検討した。また、管理方法について聴取するとともに現場視察を実施し
た。

会計上のその他の勘定残高について内容を分析し、また関連証憑と照合を行った。

各種契約の契約方法について聴取し、その妥当性について検討した。

7.外部監査の実施期間

平成 16 年 6 月 14 日～平成 17 年 3 月 9 日

外部監査の結果

1. 受益者負担金等

(1) 受益者負担金等の収納率の低下

平成 15 年度末における下水道事業受益者負担金に係る滞納債権は 37,893 千円、公共下水道事業分担金および農業集落排水事業分担金に係る滞納債権は 3,693 千円である。それらの一部については将来不納欠損として処理される可能性があり、早急に回収を行うための手続をとる必要がある。

受益者負担金等については、公共下水道等を整備することにより利益を受ける地域の土地の所有者等に下水道建設費の一部を公平に負担してもらうことが前提となっている。大半の受益者は受益者負担金等を支払っているのに対して、一部の受益者が長期にわたって支払を滞らせ、さらには、時効等による不納欠損処理により、支払わなくても済むというのでは、著しく公平性を欠くといえる。受益者負担金等の徴収事務および滞納整理を厳格に行い、受益者間での公平性を確保するような対応が求められる。

(2) 滞納債権の個別管理

受益者負担金等については、業務課にて滞納者ごとに「滞納整理票」を作成し、滞納整理業務を行っているが、「滞納整理票」を閲覧したところ、記載内容が不十分である。滞納整理に当たっては督促後の回収状況までモニタリングし、その結果についても、その都度「滞納整理票」に記載すべきである。

また、長期にわたり回収が滞っている受益者については、回収にあたり適切な資料を作成し、毎月業務課の担当者から上長へ状況を報告させ、長期滞納未収入金会議等を開き、業務課全体で回収するための方策を検討するとともに、積極的・具体的な回収努力を行うといった体制構築が必要である。

(3) 不納欠損処理の決裁手続

平成 15 年度に不納欠損処理された受益者負担金等に係る「不納欠損調書」を閲覧し、個々の不納欠損処理事由について内容を検討したところ、不納欠損処理を決裁するための添付資料である「不納欠損調書」の記載内容が不明瞭かつ不十分であり、やむを得ず不納欠損処理したとは言い難い。不納欠損処理をすることは、下水道事業の収入を減少させる重要な事項であるため、継続的に回収努力を行い、やむを得ず不納欠損処理

するに至った場合でも、事前に十分な実態調査を行い、それらの状況を決裁者が把握した上で検討を行い、不納欠損処理する必要がある。

2. 下水道使用料

(1) 公共下水道使用料の収納状況

平成 15 年度末における公共下水道に係る滞納債権は 122,749 千円であり、一部については将来不納欠損として処理される可能性があり、早急に回収を行う必要がある。

(2) 不納欠損の状況

水道局調定分の滞納者について

上水道を使用している下水道利用者については水道局で下水道使用料の調定および徴収手続を行っているが、下水道使用料の不納欠損処理額は毎年増額傾向にある。これらの事象は、徴収業務について水道局に完全に委任していることから生じているため、定期的に水道局との情報交換会議を設定する等、水道局調定分の長期滞留案件についても今まで以上に積極的に建設局業務課で関与し、不納欠損額の発生を減ずるような体制を構築する必要がある。

業務課調定分の滞納整理業務について

井戸水および工業用水等を使用している下水道使用料金の滞納者については、業務課にて「滞納整理票」を作成し、滞納整理業務を行っているが、「滞納整理票」の一部を閲覧したところ、記載内容が不十分である。滞納整理に当たっては督促後の回収状況までモニタリングし、その結果についても、その都度、「滞納整理票」に記載すべきである。

また、長期にわたり回収が滞っている利用者については、毎月、業務課の担当者から上長へ状況を報告させ、長期滞納未収入金会議等を開き、業務課全体で回収するための方策を検討する等といった体制構築が必要である。

(3) 過年度調定分に係る重複調定未取消

公共下水道、農業集落排水施設および地域下水道の各使用料に係る平成 15 年度の未収入金の中に、平成 9 年度に調定した金額がそれぞれ 3,204 千円、39 千円および 3

千円含まれているが、これらは、過年度において、平成 9 年度における重複調定額の精算処理を失念してきたことにより、平成 15 年度末まで何ら処理がなされずに繰り越されてきた残高であることが判明した。当該残高については、残高がゼロとなるように早急に精算処理を行う必要がある。

3. 契約事務(随意契約)

随意契約による場合には副申書により、その方法の妥当性について検討を加えているが、下記の契約は、「地方自治法施行令」第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとの判断で随意契約とされている。しかし、これらの契約は副申書に記載の理由によっても実態においても随意契約とすることの積極的理由は見当たらないと判断される。

(1) 緊急管渠清掃業務委託

緊急管渠清掃業務 2 件については、A 組合および B 組合にそれぞれ年間 99,982 千円、29,913 千円で随意契約により委託されている。過去の汲み取り業務が一定量あった時に、A 組合は旧仙台市で汲み取り業務を受託し、B 組合は旧泉市で同様に汲み取り業務を受託しており、緊急管渠清掃業務についても当時の地域割と同様である。それぞれの随意契約理由の違いは単に特命先と、地域が異なるだけで、他は同一文章である。そこから判断されるように、これら 2 組合の業務内容はまったく同一であり、地域割を行いそれぞれに随意契約をする根拠は希薄であると考えられる。

緊急管渠清掃業務については、少なくとも、この 2 組合での区域ごとの指名競争入札ないし全市を対象とした指名競争入札を行うことは可能であり、従前より低廉な契約が可能ではないかと考えられる。

(2) 浄化センター運転管理業務委託

「広瀬川浄化センター・定義浄化センター運転管理業務委託」は C 社に年間 200,550 千円で随意契約により委託されている。「上谷刈浄化センター運転管理業務」についても、D 社に年間 80,325 千円で特命随意契約により委託されている。一方、秋保温泉浄化センターでは平成 14 年度においては随意契約だったものを 15 年度から複数年契約の指名競争入札に変更している。

確かに業務の習熟の問題はあるものの、広瀬川浄化センター他の運転管理業務については、他の浄化センターの運転管理業務を行っている会社であれば可能と考えられ、副申理由の「…現場状況及び施設機能等に精通しており…」、「…水処理状況や運転要領について熟知しており…」については随意契約の副申理由として根拠に乏しいと考えられる。業務の熟知については、他の業務実績があれば足りるのであり、債務負担行為により複数年契約を行うことによって解決できるものである。

(3)六丁目監視センター及びポンプ場等運転管理業務委託

「六丁目監視センター及びポンプ場の運転管理業務委託」はE社に年間56,700千円で随意契約により委託されている。当該契約についても、上記「浄化センター運転管理業務委託」と同様に習熟の問題はあるが、他社においても運転管理は可能と考えられ、随意契約の副申理由として根拠に乏しいと考えられる。したがって、債務負担行為により複数年契約という手法を使用することによって競争入札の実施を検討すべきではないかと考える。

4.固定資産管理

(1)固定資産の除却

旧資産が除却されたにも係わらず固定資産台帳に計上されたままであった資産(貸借対照表価額9,470千円)が存在した。「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する規則」第56条には、「固定資産について不要の決定がなされたときは、経理担当課長は、売却又は廃棄の措置をとらなければならない。」とあり、固定資産を除却した場合には、事実に合わせて固定資産台帳から抹消する必要がある。

また、新たに代替の資産を購入したときは、新たに購入した資産を費用処理するのではなく固定資産台帳に計上する必要がある。

(2)未使用機械装置の実地調査

「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する規則」第54条によれば、「各課の長は、善良な管理者の注意を持って、その所管に属する固定資産を管理しなければならない。」とある。これに従い、機械装置についても利用状況についての実地

調査を行うべきである。ただし、毎年度全件の調査を行うことは費用対効果の面から合理的とはいえないため循環的に行うことも考えられる。

また機械装置について、定期的に未利用資産の報告書を現場から徴収し、適切な時期に除却が行われるようにすべきであり、そのための規定の整備を検討すべきである。

(3)廃棄措置すべき構築物等

固定資産の視察を実施したところ、未利用の構築物等が貸借対照表価額で 50,440 千円あった。それらは、現在未利用であり、かつ、将来も利用可能性がないものである。「地方公営企業法の財務規定等の適用する事業の財務に関する規則」第 56 条には、「固定資産について不要の決定がなされたときは、経理担当課長は、売却又は廃棄の措置をとらなければならない。」とされており、これらの資産は速やかに廃棄の措置を実施すべきである。

5.薬物管理

試験・検査用に各浄化センター内に「毒物及び劇物取締法」に規定されている毒物等を保有し、「毒物等の管理に関する要領」に従い保管している。しかし、下記のような改善必要事項があった。

(1)「毒物等の管理に関する要領」

毒物については、盗難や不正使用があった場合、適時に発見することは重要である。したがって、使用状況を記載するのみではなく、1 ヶ月に一度定期的にも実際残量を点検・確認することを「毒物等の管理に関する要領」に追加すべきである。

また、毒物等についての管理方法が各浄化センターで統一されていないため、「毒物等取扱い管理簿」の作成および点検・確認について、より具体的な方法を同要領に記載することが必要である。

(2)広瀬川浄化センター

薬品管理台帳によれば、当浄化センターの受託業者による定期的な点検・確認については 3 カ月に一度行われていた。しかし同要領第 7 条には、定期的な点検・確認については「月一回程度を目途」とあり、毎月に近い頻度で行うことを想定しているものであると

いえる。したがって、それ以上に頻度を下げるには、相当の理由が必要であり、理由書等を徴収し、その妥当性を判断する必要がある。

また、試薬の確認時に、「在庫試薬一覧」に鉛筆で有無を記帳しているが、修正があった場合でも形跡が残るように、ボールペン等の筆記具を使用すべきである。

(3)上谷刈浄化センター

管理受託業者が作成している薬品管理台帳の閲覧および当該受託業者への聴聞によれば、当該受託業者は、「水質薬品管理台帳」、「水質薬品(毒物)庫鍵借用書」の薬品についての管理資料の作成、記載を従業員一人で行っている。毒物等の管理は、複数の人間の牽制によって管理すべきものであり、複数の人間が関わるような管理を受託業者に指導すべきである。

(4)南蒲生浄化センター

「試薬在庫表」によって薬品を管理しているが、定期的に残量の点検・確認が行われた証跡がない。定期的な点検・確認に当たり、実施したことが確認できる書類を作成すべきであり、その中にはすべての必要事項が網羅されるべきである。

ヒ酸水素二ナトリウム7水和物は「平成 15 年度 毒物取扱い管理簿」上平成 16 年 3 月 29 日付けで廃棄処分となっていたが、平成 16 年 7 月 9 日において現物が残っていた。毒物については、実際の廃棄を行った後に管理簿上で廃棄処分する必要がある。

(5)水質管理センター

薬品の管理は、複数の人間の牽制による管理が必要であるため、点検・確認の実施者を明示する必要があり、実施者の氏名を該当書類に記載すべきである。

また、平成 16 年 12 月 1 日および平成 16 年 12 月 24 日の「在庫表」において、あるべき在庫数と実際の在庫数に差異があるものが一部見受けられたが、差異の分析が行われていない。差異の内容について、分析し、確認することが必要である。

6.地震対応マニュアルの作成

平成 16 年 3 月 8 日時点の南蒲生浄化センター内 20 施設における耐震性診断によれば、3 施設は耐震性に問題ないが、他の 17 施設は大規模地震時の耐震性について

問題があるとの結果が出ている。しかしながら、地震発生時に下水道関連施設についてどのように対応すべきかの仙台市の実情に合わせた独自の地震対応マニュアルは、未だ作成されていない。現状では、平成 14 年度において宮城県が作成した「地震災害における汚水処理対策マニュアル」を利用することであるが、適時かつ適切に対応できるかどうか疑義が残る。

宮城県沖での大規模な地震発生の可能性が言われている中、早急に仙台市地震対応マニュアルを作成する必要がある。

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見の概要

1. 下水道事業の概要

(1) 経営状況

過去 5 年間とも営業黒字を計上しているものの、支払利息を 100 億円前後計上していることから過去 5 年とも経常赤字になっている。今後は、減価償却費以外の費用をいかに削減していくかが財務状況改善の課題といえる。

(2) 下水道事業の今後のあり方

下水道事業については、安全かつ安定的に運営すると同時に、効率的・経済的に運営し、市民の負担をできるだけ軽くする必要がある。

平成 15 年度の財務状況からの考察

事業経営の効率化にあたっては、維持管理費、特に外部委託に伴うコスト削減や工事請負費用等をいかに削減できるかが重要となる。

合流式下水道についての考察

合流式下水道から分流式下水道への切替により、環境への負荷を低減することができるが、その反面多額の設備投資資金を必要とし、容易なことではないが、大きな課題として取り組む必要がある。

2. 不明水対策

不明水対策の一つとして、宅内排水設備の誤接続改善指導を積極的に行い、改善戸数も増加してきているが、誤接続世帯者の中には、支払能力がない等の理由により改善せずに放置することがある。誤接続は料金を徴収できない汚水処理水量の発生原因となっているだけでなく、雨天時にマンホールから汚水を溢れさせ、下水道が使用できなくなるなどの現象の原因にもなるため、これら誤接続世帯者に対してより一層強力な改善指導を行う体制を構築する必要がある。

3.契約事務関係

平成 15 年度における落札価格 10,000 千円以上の入札についての集計結果によると、すべてのケースにおいて、第 1 回目の最低入札者が、第 2 回目においても最低入札者となっており、その後は当該最低入札者との間での随意契約が行われ、最終的に落札となっている。このような事象から公正な競争原理が働いていたか疑問が生じる。

(1)委託業務の一本化

「広瀬川浄化センター・定義浄化センター運転管理業務委託」は契約が一本化されている。これにより一体的に管理が行われるという実務的な面があると同時に契約額の節減が図られている。また、秋保温泉浄化センターにおいても、既に上記と同様に 2 箇所のポンプ場と一本化して契約を行っており、さらに同浄化センターにおいては、単年度契約から複数年契約(3 年)に変更している。この新契約方法によって 2,305 千円の節減が行われた。

したがって、浄化センター同士、浄化センターとポンプ場ならびにポンプ場同士との一体契約、および複数年契約という手法を委託業務全般について適用すべきであると考えらる。

(2)随意契約理由の記載不備

「鶴巻ポンプ場電気設備点検業務委託」、「広瀬川浄化センター監視制御システム保守点検業務」および「広瀬川浄化センター送風機高圧電動機点検整備業務委託」の業務は実際には特定の業者にしか行えないものであるが、それらの随意契約理由では特定の業者にしか行えない旨が明確ではなく、随意契約理由の記載内容に不備がある。

随意契約を行う場合、副申書には合理的かつ具体的な理由を記載し、適正な判断ができるようにすべきである。

4.固定資産関係

(1)未利用固定資産 - 地域下水施設およびポンプ場用地

時価の把握

土地の価格は変動するとともに、一定の方式で概ね妥当な売却金額を算定することが可能である。売却に適時に対応するためには、未利用土地について、一定の時期に、売

却価格等を調査し、把握しておくことは重要である。未利用土地等については、定期的に時価等の把握を行う必要がある。

用地の有効利用または売却について

現在、廃止地域下水施設・ポンプ場用地が台帳面積で 25,325.98 m²、取得価格で 8,442 千円ある。これら用地は、住宅地として販売可能性が低く、撤去費用の負担が売却時に問題となる可能性があるが、土地等は利用されてこそ社会的経済的な有用性を発揮するものであるため、有効利用または早期の売却を引続き検討すべきである。

(2)未利用固定資産 - ポンプ場施設

固定資産台帳に登録されており、かつ、資産は存在するが実際には利用されていないものが貸借対照表価額で 11,585 千円存在した。「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する規則」第 56 条には、「固定資産について不要の決定がなされたときは、経理担当課長は、売却又は廃棄の措置をとらなければならない。」とある。

このような資産は将来の利用計画を検討したうえでも利用の予定が無いのであれば、不要の決定を行い同規則に則り売却または廃棄処理すべきである。

(3)減価償却開始時期

固定資産の減価償却については、「地方公営企業法施行規則」第 8 条第 1 項に基づき取得の翌事業年度から実施している。減価償却費について適正な期間損益計算を行うためには、費用収益の対応を明確にすることが必要であり、事業の用に供した年度から月割計算で償却することが合理的であると考えられる。

5.設備管理システム

(1)設備管理システムの契約書

設備管理システムは業務委託契約書によってシステムの開発業者と契約が行われている。

この業務委託契約書では、

パーソナルコンピューター等のハードウェアの所有権が仙台市に帰属する旨の記載がなく、ハードウェアの所有権が曖昧であること。

一般事業会社では、ソフトウェア等の著作権をシステム業者から譲り受ける旨の特約を契約上定めるのが一般的であるが、その旨の特約がないことから契約書の目的にはソフトウェアおよび関連するハードウェアの取得の旨を記載するのが望ましいと考える。

(2)償却資産として計上すべきシステム開発費

システム開発費について、地方公営企業法施行規則第2条の2第2項では、「民間事業の勘定科目の区分を考慮して区分しなければならない」とされており、また、「研究開発費等に係る会計基準」では、「将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には」資産計上すべきものとしている。したがって、これらに該当するシステム開発費については、今後ソフトウェアとして資産計上すべきであると考えられる。

6.手当関係

(1)下水道業務手当

下水道業務手当は、「職員の給与に関する条例」第 14 条に定める特殊勤務手当であるが、各センターでの設備管理業務、水質検査業務等下水道事業での特殊勤務と考えられる業務従事者のほか、庶務等の専ら事務業務を担当する勤務者（以下「その他勤務者」）に対しても支給されている。庶務等の勤務は、本庁で勤務する職員と同様の事務業務であり、同条例第 14 条の趣旨である下水道事業における特殊な業務をしているとは認めがたく、特殊勤務手当の対象に該当しないと考えられる。

したがって、その他勤務者に対する当該手当支給の廃止、縮小を検討する必要がある。

(2)退職手当

表彰による特別昇給に関する規定である「仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」第 37 条によれば、勤務成績の特に良好な職員について一定の条件を満たす場合に人事委員会の承認を得たうえで、上位の号俸に昇給させることができ、さらに、直近の上位の号俸を超える昇給が可能な旨定められている。

平成 15 年度における建設局下水道事業 5 名の定年退職者は全員、勤務成績の特に良好な職員ということで退職時に 2 号俸昇給している。勤務成績が特に良好か否かは職員間の勤務状況から相対的に判断されるべきものであって、退職者全員の勤務成績が

特に良好と判定されることに合理性があるとは考えにくい。また、勤務成績は、勤続中の対価を含めて報われるものであり、特に退職金のみが増額される根拠は乏しいといえる。

なお、仙台市では退職時の昇給に係る上記規則について、平成 16 年度中の退職者については引き上げ幅を圧縮し、平成 17 年度での全面廃止を決定している。

7. 仙台市雨水流出抑制施設設置補助金の活用について

当該補助金は、浸水頻度が高い、または浸水被害の程度の大きい地区の被害を防止するため雨水流出抑制策を早急に実施する必要がある地区として、仙台市雨水対策委員会が指定した地域の雨水流出抑制施設について支出されるものである。しかし、平成 15 年度に 15 百万円を予算化したが、1 件の利用もなかった。雨水対策の一環である当該補助金について、活用されるような施策を行うべきである。

8. 引当金の計上

(1) 修繕引当金

下水道事業の修繕に係る決算処理は、支出があった年度に修繕費として費用計上しているのみで、まだ支出がない将来の修繕についての決算処理はなされていない。しかし、来年度以降に行われる修繕については、一般の企業会計でいわれる引当金の四要件をすべて満たしていると考えられるため、下水道事業の財政状態および経営成績を適正に財務諸表に表示するためにも、修繕引当金を計上することが望ましい。

(2) 退職給付引当金

下水道事業の職員の退職手当に係る決算処理は、退職手当の支出があった年度に費用計上しているのみで、まだ支出がない将来の退職手当についての決算処理はなされていない。しかし、将来発生する職員の退職手当は、一般の企業会計でいわれる引当金の四要件をすべて満たしていると考えられるため、下水道事業の財政状態および経営成績を適正に財務諸表に表示するためにも、将来発生する職員の退職手当について、退職給付引当金を計上することが望ましい。

9.企業債

現在のような超低金利時代に、高い利率の企業債について、借換や期限前償還が実質的に行えるような制度のないことは、仙台市の下水道事業およびその利用者である市民に負担を強いているともいえる。仙台市の企業債の多くは、政府資金および公営企業金融公庫等の政府関係の機関に対するものであることから、実質的に有効な借換制度および期限前償還が行える制度になるように関係機関に要望することが望まれる。

10.下水道指導員制度

下水道指導員は未水洗家屋を戸別訪問し、水洗化の指導や実態調査の他に、未水洗家屋指導の計画の作成、下水道に対する苦情処理等の業務を行っている。

下水道指導員は現在、仙台市職員 2 名と嘱託職員 2 名の合計 4 名で構成され、平成 15 年度において指導員の人件費は仙台市職員 2 名分で 15,834 千円、嘱託職員 2 名分で 4,836 千円であり、合計 20 百万円ほどである。水洗化指導のみであれば知識と経験が豊富な仙台市職員が行う必要はなく、嘱託職員だけで行うことも可能であり、また、水洗化指導以外の業務については仙台市職員が 1 名で対応することも可能ではないかと考えられる。仙台市職員 1 名を嘱託職員に変更した場合、人件費を上記の金額と同一であるとすれば、約 3 百万円の支出が削減されることになる。